平成２４年（フ）第１２６号
千葉県流山市平和台３丁目２番地の４　ドエル二ケ谷201
債務者　花島　清治
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１３６号
千葉県流山市富士見台１丁目367番地の73
債務者　三浦惠美子（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１４２号
千葉県柏市柏６丁目３番12号　メゾン柏陽102号
債務者　田口佳奈こと　李　　**艶**秋
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１４６号
千葉県柏市南増尾３丁目35番１号
債務者　安居　幸代
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１５９号
千葉県我孫子市中峠台27番地の４　201号旭コーポ№.２
債務者　青木　伸之
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１６１号
千葉県鎌ヶ谷市東道野辺３丁目15番８―108号
債務者　太田　直美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１０号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目13番17―101号、前住所兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目119番地フローレスタ103号
債務者　三輪幸多郎
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２７号
兵庫県伊丹市森本３丁目182番地　アエロポール406号
債務者　久下　武則
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４７号
兵庫県川西市加茂１丁目11番21―201号
債務者　川初枝利子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６１号
兵庫県川西市柳谷字南原廻り52番地
債務者　福竹由季子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７２号
兵庫県尼崎市食満２丁目17番７―111号
債務者　西原広樹こと　韓　　広樹
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０２号
兵庫県西宮市松籟荘７番16―201号
債務者　吉崎　和美
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１９号
兵庫県西宮市上大市４丁目16番１―303号
債務者　片山　京子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２号
兵庫県揖保郡太子町原538番地44
債務者　塩津美喜子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１０７４号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目16番６号202号
債務者　吉野　正利
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９２号
北九州市小倉北区砂津２丁目11番17―402号
債務者　中川　修平
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２８号
北九州市八幡東区白川町６番４号　コーポ諸岡201号
債務者　福山　記章
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部